

**令和 8 年度 森林クレジット制度活用促進事業 普及啓発業務
仕様書**

1. 業務目的

本業務は、愛知県における市町村や林業経営体等による森林由来の J-クレジット（以下「森林クレジット」）創出に係る事業収支シミュレーション等を通じて、県内の森林クレジット創出を支援することを目的とする。

2. 業務名

令和 8 年度 森林クレジット制度活用促進事業 普及啓発業務

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

4. 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 森林クレジット事業の収支シミュレーション

○概要

森林クレジットの創出を検討している市町村や林業経営体等に対して、ヒアリングを通じた伴走支援により事業の収支シミュレーションを実施すること。

加えて、県内のモデル的な事例となる複数パターンの机上算定因子での収支シミュレーションを実施すること。

ア 実施期間 業務の履行期間と同様

イ 伴走支援の対象 愛知県内の市町村や林業経営体等のうち、森林クレジット事業の導入を検討しており、対象森林の選定、森林経営計画の策定を行っている者等

ウ 実施件数 伴走支援によるシミュレーション 3 件程度
机上算定因子でのシミュレーション 7 件程度

エ 内容

以下の事項を整理・検討すること。

- ・対象森林の概要（森林面積、対象森林の整備量等）
- ・森林クレジットの登録及び認証・発行に係る費用の整理
- ・想定されるクレジット創出量及び収益の試算
- ・その他クレジット創出にあたって留意すべき条件

収支シミュレーションに当たっては、「対象森林面積、対象森林の整備量（間伐量）、施業履歴、CO2 吸収量、販売単価、創出の周期」の要素を必須項目とし、数値変更等の柔軟な対応を可能とすること。

- (2) 森林クレジット創出者が企業に対して購入意欲を喚起できるパンフレットの作成
パンフレットの掲載内容は、以下の事項を基本とすること。

- ・ J-クレジット制度の概要
- ・ 森林クレジットの特徴及び意義
- ・ 購入を想定する企業における森林クレジット活用のメリットとその具体例
- ・ その他普及啓発に資する事項

パンフレットの掲載内容、構成及びデザインについて、事前に愛知県と協議の上決定すること。

- (3) 事業全体の運営・管理等

- ・ 事業を実施するにあたり、県担当者と連絡を密にし、事前に愛知県と十分に協議すること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、愛知県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で差し支えない。
- ・ 愛知県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、愛知県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、愛知県と調整を行い、合意を得て対応すること。

- (4) 業務報告書の作成

- ・ 森林クレジット事業の収支シミュレーションに係る実施内容を取りまとめる。

5. 成果物の提出

- (1) 成果物

- ・ 業務報告書（紙媒体） 1 部
- ・ パンフレット（紙媒体） 500 部
- ・ 業務報告書、パンフレット（Word 及び PDF 等） 2 部
- ・ 打合せ議事録（紙媒体 1 部、電子媒体 2 部）

- ・ その他愛知県が指示した成果物（紙媒体 1 部、電子媒体 2 部）
- (2) その他
 - ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに業務報告書（案）を愛知県に提出し、その内容について愛知県と調整すること。
 - ・ 受託者は、別途愛知県が定める書類（業務委託完了報告書、請求書等）を提出するものとする。
- (3) 提出場所
 - ・ 愛知県農林基盤局林務部林務課（愛知県庁西庁舎 4 階）

6. その他留意すべき事項等

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者 1 名を選任し、業務実施方法、進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、愛知県と定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、業務に先立ち業務計画及び実施体制計画、スケジュール表等を作成し、愛知県と協議の上、業務を実施すること。
- (3) 安全管理に十分に配慮し、事故等が発生した場合には、責任の所在を明確にし、事故報告書を速やかに愛知県に提出すること。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下、同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度愛知県の指示を受けて処理すること。
- (7) 受託者は、愛知県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (8) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた時は、愛知県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (9) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。